質疑に対する回答書

発注機関名： 和歌山県警察本部

工事年度： 令和８年度

工事番号： 第63号～２

工事名： 交通信号機改良（ＬＥＤ）工事(県単)

工事場所： 和歌山市美園町五丁目１番地３先　駅前広場交差点　他

番号	質問項目	質疑内容	回答
1	支給品の範囲	数量明細書の「機器製作」に記載の車両用灯器、歩行者用灯器、灯器用アーム、振止、取付金具、取付バンド、深フード及び文字板は、第63号～１(機器製作工事)で製作され、本工事では支給品として取り付けるものと考えてよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	灯器設備費と小材料	一式あたり内訳書の「灯器設備費」（E-1、E-2、G-2、G-3）は、灯器・アーム等の取付及び端子接続の費用であり、機器本体の費用は含まないと考えてよろしいでしょうか。また、接続に必要なケーブル、端子、ボルト類等の小材料は受注者の負担でしょうか。	貴見のとおりです。
3	文字板の支給品	築地(12-009)及び築地西(12-032)の数量明細書に「支給品」とある文字板（歩行者自転車専用）は、第63号～１の製作品とは別に発注者から支給されるものでしょうか。その場合の受渡し場所と時期をご教示ください。	貴見のとおりです。 受渡し場所：和歌山市 時期：受注者に合わせます。
4	機器の支給時期	第63号～１の工期末は本工事と同じ令和９年３月５日（金）です。機器が支給される時期の見込みと受渡し場所をご教示ください。また、機器の支給が遅れた場合、工期の変更は協議の対象となるでしょうか。	機器の支給時期にあっては、製作会社の進捗によるため、受渡し場所と合わせて、後日連絡します。 なお、機器の支給が遅れた場合の工期については、変更協議の対象とします。
5	作業時間帯	夜間作業を指定される見込みの交差点はありますでしょうか。夜間作業の指定があった場合、これに伴う費用は設計変更の対象となるでしょうか。	夜間作業は、想定していません。道路使用許可の内容により、夜間作業を伴う場合は、協議により決定することとします。
6	交通誘導員	設計書の内訳には交通誘導員の項目がありません。交通誘導員の費用は諸経費に含まれ、受注者の負担と考えてよろしいでしょうか。また、車線規制や規制車が必要な場合は、別途協議と考えてよろしいでしょうか。	どちらの内容にあっても諸経費に含まれるため、受注者の負担になります。
7	撤去品の処分	「再使用せず」とされている撤去品（灯器、アーム、振止、文字板等）は受注者が処分し、処分費は撤去費に含まれると考えてよろしいでしょうか。発注者への引渡しが必要な品があればご教示ください。	「再使用せず」と記載されている撤去品に関しては、貴見のとおりです。「再使用せず」と記載されていない撤去品にあっては、発注者へ引渡しが必要になります。
8	灯器の切替	灯器の取替及び端子接続の際に信号機の滅灯又は手動操作が必要な場合、警察官の立会いや交通整理の手配はどのようになるでしょうか。また、信号制御機の設定変更は本工事に含まれるでしょうか。	灯器の取替え及び端子接続の際には、滅灯せずに工事を行ってください。手動操作が必要な場合にあっては、協議により決定します。信号制御機の設定変更はありません。
9	仕様書の閲覧	工事概要に記載の「交通安全施設等整備工事共通仕様書」及び本工事の特記仕様書（ある場合）の閲覧方法をご教示ください。	「交通安全施設等整備工事共通仕様書」について、当課に連絡していただければ、配布等します。本工事にあっては、特記仕様書はありません。